

# 財産開示手続申立書

東京地方裁判所民事第21部御中

令和 年 月 日

申立人 \_\_\_\_\_ 印

電話 - -  
FAX - -  
(担当 )

当事者 別紙目録記載のとおり  
担保権 別紙目録記載のとおり  
被担保債権 別紙目録記載のとおり  
請求債権 別紙目録記載のとおり

申立人は、債務者に対し、別紙担保権・被担保債権・請求債権目録記載の債権を有するが、債務者はその支払をせず、下記の要件に該当するので、別紙担保権・被担保債権・請求債権目録記載の一般先取特権に基づき、債務者について財産開示手続の実施を求める。

## 記

1 民事執行法197条2項の要件（該当する□に✓を記入してください。）

- 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（本件申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、当該先取特権の被担保債権の完全な弁済を得ることができなかった（1号）。
- 知っている財産に対する担保権の実行を実施しても、当該先取特権の被担保債権の完全な弁済を得られない（2号）。

2 民事執行法197条3項の要件（該当する□に✓を記入してください。）

債務者が、本件申立ての前日3年以内に財産開示期日においてその財産について陳述したことを

- 知らない。
- 知っている。

（「知っている。」にチェックした場合は、次のいずれかにチェックする。）

- 債務者が当該財産開示期日において、一部の財産を開示しなかった（1号）。
- 債務者が当該財産開示期日の後に新たに財産を取得した（2号）。  
(取得した財産 )
- 当該財産開示期日の後に債務者と使用者との雇用関係が終了した（3号）。

(添付書類)

- 資格証明書 通
- 住民票 通
- 通
- 通

(証拠書類)

- 1 担保権を有することの立証資料  
「財産開示手続を利用する方へ」を参照し、甲号証として提出してください。
  
- 2 民事執行法197条2項1号の要件立証資料
  - 配当表写し 甲第 号証
  - 弁済金交付計算書写し 甲第 号証
  - 不動産競売開始決定写し 甲第 号証
  - 債権差押命令写し 甲第 号証
  - 配当期日呼出状写し 甲第 号証
  - 甲第 号証
  - 甲第 号証
  
- 3 民事執行法197条2項2号の要件立証資料
  - 財産調査結果報告書及び添付資料 甲第 号証～甲第 号証
  -
  
- 4 民事執行法197条3項の要件立証資料
  - 財産開示期日調書写し 甲第 号証
  - 財産調査結果報告書及び添付資料 甲第 号証
  - 退職証明書 甲第 号証
  - 甲第 号証
  - 甲第 号証